

# 第11回知的財産保護官民合同訪中代表団（実務レベル・北京） 結果概要

2013年12月

## 1. 派遣の概要

国際知的財産保護フォーラム（IIPPF・事務局ジェットロ）は、11月26日（火）から29日（金）の間、第11回知的財産保護官民合同訪中代表団（実務レベル）を北京に派遣した。

今回の訪中では、中国政府機関4機関（海関総署、最高人民検察院、国家質量監督検験検疫総局、最高人民法院）との協議が実現した。各機関とIIPPFが提出する建議事項につき、深堀の意見交換及び各種要請を行った。

## 2. 実施期間

平成25年11月26日（火）～29日（金）

## 3. 訪問先

海関総署、最高人民検察院、国家質量監督検験検疫総局、最高人民法院

## 4. 訪問団メンバー

- (1) メンバー：産業界及び日本政府（経済産業省、特許庁、内閣官房知的財産戦略推進事務局、外務省）の総勢約30名
- (2) 事務局：日本貿易振興機構

## 5. 訪問先別の意見交換テーマ

- (1) 海関総署
  - ・海関保護条例の改正（申請期限、倉庫保管・廃棄費用の負担）
  - ・公安との連携強化（公安への移送効率化と立件状況）
  - ・海関に対する権利者からの届出や情報提供のための新システム構築
  - ・地方海関が行う写真提供の運用に関する課題
  - ・合法使用人登録の活用と再通関率の推移
  - ・OEM製品の輸出に関する運用及び海関の考え方
- (2) 最高人民検察院
  - ・刑事手続の進捗に関する情報提供等、刑事手続の透明化を目指した上級検察院による指導・監督の強化
  - ・刑法における不法経営額算定方法の見直し
- (3) 国家質量監督検験検疫総局
  - ・権利者が再犯者を特定するための処罰決定情報の公開
  - ・製品品質法に基づく行政・刑事摘発状況
- (4) 最高人民法院

- ・ 義務を履行しない被執行人情報の公開等、法院による判決が遵守される環境の整備・促進
- ・ 侵害者に対する制裁強化、侵害者が保有している資料に対する積極的な文書提出命令、改正商標法における損害賠償額の認定に関する法解釈

以 上